

豊島区止水板助成金交付要綱

8 豊都整発 9 6 7 号
令和 8 年 10 月 28 日

(目的)

第 1 条 この要綱は、総合的な水害対策の一環として、浸水被害の防止又は軽減を図るため止水板の設置及びその設置に伴う関連工事（以下「止水板設置工事」という。）又は簡易型止水板の購入に対して、区が工事に要する経費又はその購入の一部を助成することを目的とする。

(適用区域)

第 2 条 この要綱は豊島区全域において適用するものとする。

(用語の定義)

第 3 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 止水板 建築物に水が浸入することを防止するために、当該建築物の出入り口等に設置するものであって、次のいずれにも該当するものを言う。

ア 浸水に耐える材質でできていること。

イ 水の侵入を防止する主要な部分の取り外し又は移動が可能なものであること。

ウ 繰り返し使用が可能なものであること

エ 止水板として販売されている製品であること

(2) 関連工事 止水板の止水効果を高めるために行う工事であって、次のいずれかに該当するものをいう。

ア 内外壁の止水工事

イ 土間コンクリート打設工事

ウ その他区長が必要と認める工事

(3) 簡易型止水板 設置に特別な工事を要しない簡易な止水板

(4) マンション マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成 12 年法律第 149 号）第 2 条第 1 号に規定するマンションをいう。

(5) 管理組合 建物の区分所有等に関する法律（昭和 37 年法律第 69 号）第 3 条もしくは第 65 条に規定する団体または第 47 条第 2 項に規定する管理組合法人をいう。

(対象建築物等)

第 4 条 助成金の交付対象施設は、住宅、マンション、店舗及び事務所等とする。ただし、国、公共団体又は国若しくは公共団体が設立、出資等した法人の所有に属する建築物を除く。

(助成対象者)

第5条 助成金の交付の対象となる者（以下「対象者」という。）は、区内に前条の対象建築物等を所有又は賃借している者及び建築物の管理組合とする。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げるものは対象者とししない。

- (1) 国、地方公共団体その他の公共機関
- (2) 納付すべき住民税（個人住民税又は法人住民税）を滞納している者
- (3) 豊島区暴力団排除条例（平成23年条例第26号）第2条に規定する暴力団又は暴力団関係者

(助成事業)

第6条 助成金の交付の対象となる事業（以下「事業」という。）は、対象者が行う次に掲げる事業とする。

- (1) 建築物等に止水板を設置する工事を行う事業及びその関連工事
- (2) 建築物等に設置する簡易型止水板を購入する事業
- (3) その他建築物への浸水を防ぐための対策に係る事業として区長が必要と認めるもの

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる事業は対象とししないものとする。

- (1) 建築物等の浸水を防ぐためのものとは認められない事業
- (2) 止水板の修繕（部品の更新を含む。）を行う事業
- (3) 国、東京都又は区から同種の補助金等の交付を受けた事業
- (4) 売買等を目的とした建築物等に止水板の設置を行う事業
- (5) 仮設の建築物に止水板を設置する事業
- (6) その他区長が不適当と認める事業

(助成金の交付額)

第7条 助成金の額は、当該年度予算の範囲内で、止水板設置工事又は簡易型止水板の購入に要した費用の2分の1とし、一つの建築物について100万円を限度とする。ただし、千円未満は切り捨てるものとする。

2 助成金の交付は、一つの建築物につき1回を限度とする。

(交付申請)

第8条 この要綱による助成金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、止水板設置工事前または簡易型止水板の購入前に、止水板助成金交付申請書（別記第1号様式）に、次に掲げる書類を添えて区長に提出しなければならない。

- (1) 設置箇所案内図、同位置図、写真
- (2) 工事計画図面及び止水板仕様が明示されている図面類（購入する簡易型止水板が分かる書類を含む。）
- (3) 見積書の写し

- (4) 公図及び建物の登記事項証明書(止水板設置工事のみ)
- (5) 納税に関する書類
 - ア 個人にあっては、住民税を滞納していないことを証する書類。
 - イ 法人にあっては、法人住民税を滞納していないことを証する書類
- (6) 管理組合にあっては、止水板の設置に関して集会の決議をしたことを証する書類
- (7) 申請者が建築物の賃借人である場合においては、建築物所有者の止水板設置工事承諾書(別記第2号様式)(止水板設置工事のみ)
- (8) その他区長が必要と認める書類
 - 2 代理人が申請者に代わって申請するときは、前項に規定する書類のほか委任状(別記第3号様式)を添付しなければならない。

(交付決定)

- 第9条 区長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、助成金を交付することが適当と認めたときは、止水板助成金交付決定通知書(別記第4号様式)により、助成金を交付することが適当でないと認めたときは、止水板助成金不交付決定通知書(別記第5号様式)により、速やかに申請者に通知するものとする。
- 2 区長は、前項の規定による交付決定に当たり、必要があると認めるときは、条件を付することができる。

(申請の撤回)

- 第10条 申請者は、第8条の交付申請後に申請の撤回をしたい場合は、その旨を記載した撤回届(別記第6号様式)を区長に提出することにより、申請の撤回をすることができる。

(変更の申請)

- 第11条 交付決定を受けた者が、第8条に掲げる書類の内容を変更しようとするときは、止水板助成金交付申請変更協議書(別記第7号様式)を区長に提出しなければならない。区長は、止水板設置変更協議書を受けた場合、止水板助成金交付申請変更結果通知書(別記第8号様式)により、速やかに申請者に通知するものとする。

(止水板設置完了届)

- 第12条 第9条第1項の規定により交付決定通知を受けた者は、この要綱に基づき助成金の交付が決定された工事(以下、「工事」という。)、または簡易型止水板の購入が完了したときは止水板設置完了届(別記第9号様式。以下「完了届」という。)に、次に掲げる書類を添えて区長に提出しなければならない。

- (1) しゅん功図(平面図、立面図、設置図、構造図など)(工事の場合)

- (2) 工事写真 または簡易型止水板の現場設置写真
- (3) 助成対象経費の支出に係る領収書の写し
- (4) その他区長が必要と認めた書類

(助成金の額の確定及び通知)

第13条 区長は、前条の規定により完了届の提出を受けた場合は、その内容を審査するとともに現地確認を行い、交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、助成金の額を確定し、止水板助成金交付額確定通知書（別記第10号様式。以下「助成金確定通知」という。）により、申請者に通知するものとする。

(助成金の交付)

第14条 前条の規定により助成金確定通知を受けた者は、速やかに止水板助成金交付額請求書（別記第11号様式）を区長に提出しなければならない。

2 区長は、前項の規定により請求があったときは、請求内容を審査の上、助成金を交付するものとする。

(助成金の返還等)

第15条 区長は、申請者が次の各号の一に該当するときは、助成金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。この場合において既に助成金を交付しているときは、豊島区補助金交付規則（昭和61年規則第59号）の定めるところにより、申請者に返還を命じるものとする。

- (1) 虚偽その他の不正の手段により助成金の交付決定又は交付を受けたとき。
- (2) 助成金を助成工事又は簡易型止水板の購入以外の用途に使用したとき。
- (3) 前各号に掲げるもののほか、この要綱又は法令の規定に違反したとき。

(委任)

第16条 この要綱の実施のため必要な事項は、土木担当部長が別に定める。

付 則

この要綱は、令和8年11月2日から施行する。